

左記でご案内したサービスの紹介

安全・安心な暮らしのサポート

要支援1 女性からの相談
「最近ひざが痛くて、家の階段を上がるのもつらい。何か良いサービスはないのかな?」

①自立支援住宅改修給付を利用して家に手すりをつけてはいかがでしょうか。あわせて筋力アップや交友関係を広めるために②ひの健幸貯筋体操へ参加してはいかがでしょうか。簡易なお手伝いが必要な場合は③在宅高齢者ケアサービス事業や、④ちょこっと困りごとサービスを利用されてはいかがでしょうか。そのほかにもシルバー人材センターのリビングサポートもあります。

要介護1 心疾患のある一人暮らしの父について娘からの相談
「高齢になった父が一人で暮らしている。毎日の食事のことや一人で家にいる時に倒れてしまわないか心配。」

⑤昼食・夕食の配食のサービスがあります。配達時の見守りもしてくれますよ。ご高齢者で一人暮らしの方や高齢夫婦で生活をされている方向けに、⑥緊急通報システムや地域の方の力を借りて高齢者を見守る、⑦見守り支援ネットワークの仕組みもあります。



高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも健康で明るく暮らせるように、困りごと・心配ごとは、お気軽に地域包括支援センターへ

日野市高齢者憲章(平成29年1月1日制定)の理念を大切にしていきます。
第3項 高齢者は家庭及び地域や社会により健康と明るい暮らしが守られます。

地域の高齢者からの相談
「友人がデイサービスに行っていて楽しいと言っていたので私も利用してみたい。どうやって利用したらいいの?」

まずは介護保険サービスを利用できるかどうか基本チェックリストで確認しましょう。お客さまがお身体の元気な方であれば、レクリエーションなどを行う⑧ここからネットの利用も検討されてはいかがでしょうか。地域には老人クラブやふれあいサロンもありますよ。

72歳要介護2の妻のことで70歳夫から相談
「普段妻の介護をしているが、自分が骨折をして介護ができなくなってしまった。どこか緊急で妻が入所できる場所はないだろうか?」

介護保険サービスのショートステイの利用が難しいようでしたら、⑨緊急一時保護事業、⑩在宅療養高齢者一時入院事業があります。ご本人の状態にあった施設をご案内します。介護者の方のリフレッシュの場として⑪認知症家族介護者交流会や認知症カフェなどもあります。

- ①自立支援住宅改修給付 65歳以上
日常生活動作に支障のある、介護保険において非該当～要介護5の認定を受けた方、介護保険総合事業基本チェックリストにおいて住宅の改修が必要と認められる高齢者の住宅を改修し、住環境を整えることで生活の拡大・自立を図ります。
▼介護認定を受けていないが運動機能に支障がある方が対象
予防給付 手すり取り付け、床段差解消、床材変更、引戸などへの交換、便器洋式化
▼介護認定要支援以上の方が対象
設備給付 浴槽取り替え、流し洗面台などの取り替え、便器洋式化
- ②ひの健幸貯筋体操
おもりを使った、高齢者向けの筋力運動です。詳細は「ひのイキVol.4 (2月15日号)」をご覧ください。
☎ 社会福祉協議会 (☎584-1294)
- ③在宅高齢者ケアサービス事業
高齢のため日常生活をしていくために支援が必要な方に、地域の人々が手助けをする住民参加型福祉サービスです(有料・会員制)。
- ④ちょこっと困りごとサービス おおむね70歳以上
電球の取り替えなど、日常生活上の継続性のない、おおむね30分以内の簡易な作業をお手伝いします。
日時 月曜～金曜日9:00～17:00
費用 1作業300円
☎ (社福)おおぞら (☎585-5252)
- ⑤高齢者食事宅配サービス(昼食・夕食) おおむね65歳以上
日常生活に支障のある主に見守りが必要な高齢者世帯に、バランスのとれた配食と安否確認をします。
・昼食1食450円(年末年始を除く毎日)
・夕食1食840円(月曜～土曜日)
- ⑥緊急通報システム 65歳以上
65歳以上で心身機能の低下など、常時注意を要する一人暮らしなどの高齢者世帯に、消防庁に通報可能な専用通報機などを貸し出します。
- ⑦見守り支援ネットワーク おおむね65歳以上
安心していきいきと暮らせるまちづくりを目指して、地域で高齢者を支える「高齢者見守り支援ネットワーク」の構築を進めています。「何かあったときに備えて日頃からさりげなく見守ってほしい」「月に数回程度、声掛けをお願いしたい」など、ご自身の希望に合わせて、ボランティアによる見守り・声掛けを行います(登録制)。
- ⑧ここからネット
湯沢福祉センター内で開催しています。地域の方々の心と体の健康づくりのための交流スペースです。
日時 火曜～日曜日9:00～16:30 ※参加自由
内容 レクリエーション吹矢、歌、映画など
☎ 同施設 (☎593-5959)

介護されているご家族の方へのサポート

- ⑨緊急一時保護 おおむね65歳以上
介護者の緊急入院などにより、在宅で介護ができなくなったとき、施設で一時的に保護(介護)を行います。
- ⑩在宅療養高齢者一時入院支援 おおむね65歳以上
要介護(要支援)認定を受け、在宅療養中の方で、緊急かつ一時的に入院治療が必要であるとかかりつけ医および市立病院の担当医が認めた方に対する病床を用意しています。
☎ 市立病院地域医療連携室 (☎581-2677) または各地域包括支援センター
- ⑪認知症家族介護者交流会
認知症の介護をする方が日ごろの悩みを話したり、介護者同士の情報交換ができる場として交流会を開催しています。日程については地域包括支援センターへお問い合わせください。

お電話・来所がむずかしい方には、ご自宅へ訪問しています。
お気軽にご相談ください。

上記のサービスをご利用になりたい方は、お住まいの担当の地域包括支援センター(今号7面参照)へご連絡ください。
☎ 高齢福祉課在宅サービス係(☎514-8496)、福祉係(☎514-8495)